

四日市市告示第 5 2 号

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 1 7 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成 1 8 年四日市市告示第 4 6 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 3 条 用具の給付の対象者は、本市に住所を有し、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）<u>第 1 9 条の 3 第 3 項</u>に規定する<u>医療費支給認定に係る</u>小児慢性特定疾病児童等のうち、別表第 1 の対象者欄に掲げるものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による用具給付施策の対象となる者を除く。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第 3 条 用具の給付の対象者は、本市に住所を有し、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）<u>第 6 条の 2 第 2 項</u>に規定する小児慢性特定疾病児童等のうち、別表第 1 の対象者欄に掲げるものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による用具給付施策の対象となる者を除く。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（健康福祉部障害福祉課）